

&lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認 2020 年 10 月 5 日

東京都作業部会確認 2020 年 11 月 11 日

事業名 サイクリング村における飲食提供等業務委託

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、サイクリング村*における選手団等への飲食提供に係る委託業務である。よって、大会に必要な経費として、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。	※当該施設は、オリンピックでは「サイクリング村」、パラリンピックでは「トラックサイクリングアコモデーション」として運営。
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、サイクリング村内での飲食提供業務を委託する事業であり、大会の成功には必須である。	
	効率性	本事業は、施設の既存事業者を活用することで、必要となる機器、調理器具等の調達にかかる経費を最小限に抑えられるとともに、通常時のオペレーションなど事業者の知見や衛生教育を受けた従業員の活用等により効率的な運営が実現できる。	
	納得性	本事業は、V4 予算の範囲内である。また、同施設の通常時の食事価格と比較しても適正である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、サイクリング村の運営の一環として無償で提供する食事費用を計上しており、大会運営に必要な業務であることから、公費負担の対象として適切といえる。	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。